

# 足立区立千寿常東小学校PTA規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、足立区立千住常東小学校（以下「学校」という。）PTAと称し、事務所を学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、次の諸項の実現を目的とする。

- (1) よい保護者、よい教職員となるようつとめる。
- (2) 家庭と学校との関係を密にし、児童の人間形成についてお互いに協力する。
- (3) 会員相互の親睦と教養を深める。
- (4) 地域における社会教育の振興を支援する。
- (5) 児童の自立を支援する。

(方針)

第3条 本会は、次の方針のもとに運営される。

- (1) 本会は、他のいかなる団体からも干渉されず、自主自立の民主的団体として活動する。
- (2) 本会は、政党、宗教等にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会と目的を同じくする他団体等と協力する。
- (4) 学校の人事及び運営には干渉しない。

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 学校に在籍する児童の保護者
- (2) 学校に勤務する教職員

2 会員は、すべて平等の権利と義務を有し、会員の議決権は、すべて一世帯一票とする。

(事業)

第5条 本会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童教育の振興及び会員の資質向上のための研究会、講習会等
- (2) 会員相互の親睦及びPTA活動の理解を深めるための事業
- (3) 児童の校外生活指導に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために行う事業

## 第二章 機関

(機関)

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 代表委員会
- (3) 役員会
- (4) 委員会

(総会)

第7条 総会は、最高の決議機関であり、次のとおりとする。

- (1) 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- (2) 委任状提出者は、総会の決定に従うものとする。

(総会の開催)

第8条 定期総会は、毎年度当初に開く。ただし、次の場合は臨時総会を開かなければならない。

- (1) 全会員の3分の1以上の要求があるとき。
- (2) 代表委員会が必要と認めるとき。

(定期総会)

第9条 定期総会は、次の議事を審議決定する。

- (1) 役員を選出又は解任
- (2) 規約の改廃
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) その他の重要事項

(代表委員会)

第10条 代表委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、役員、各学級委員、成人教育委員会及び広報委員会並びに校外指導委員会の委員長及び副委員長で構成する。

2 代表委員会は、2分の1以上の出席をもって成立する。

3 代表委員会は、原則として月1回以上会長の招集により開催し、総会より委任された事項の外、次の議事を審議決定する。

- (1) 役員から提出された議案
- (2) 役員選考委員の選出
- (3) 慶弔規程及び役員・委員選出規程（以下「規程等」という。）の決定及び改廃
- (4) 本規約及び規程等に規定のない事項及び緊急な事項

4 前項第4号に規定する事項について決定したときは、次の総会に報告しなければならない。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- |          |      |          |
|----------|------|----------|
| (1) 会長   | 1名   |          |
| (2) 副会長  | 5～8名 | (内教職員1名) |
| (3) 会計   | 3～6名 | (内教職員1名) |
| (4) 書記   | 3～9名 | (内教職員1名) |
| (5) 会計監査 | 2名   | (内教職員1名) |

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 会計は本会の経理を担当する。
- (4) 書記は会の活動に関する重要事項を記録し、会全般の庶務を行う。
- (5) 会計監査は本会の経理を監査する。

(委員会)

第12条 第6条に規定する委員会は次のとおりとし、第5条に規定する事業を行う。ただし、代表委員会が必要と認めたときは、特別委員会を置くことができる。

- (1) 学級委員会（各学年・学級に関すること）
- (2) 成人教育委員会（会員相互の教養を高めること）
- (3) 広報委員会（広報に関すること）
- (4) 校外指導委員会（校外における児童の生活指導に関すること）

2 前項に規定する委員会には、次の委員及び委員長並びに副委員長を置く。

- (1) 学級委員及び委員長並びに副委員長
- (2) 成人教育委員及び委員長並びに副委員長
- (3) 広報委員及び委員長並びに副委員長
- (4) 校外指導委員及び委員長並びに副委員長

3 委員及び委員長並びに副委員長は各委員会に属し、本会の目的に沿う事業活動を行う。

### 第三章 会計

(会費)

第13条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに充て、会費は次のとおりとする。

- (1) 会員は定められた会費を納入する。
- (2) 会費額は一世帯当たり月額300円とする。
- (3) 会費額の決定は総会で行う。
- (4) 会費は毎月納めることとする。

(会計)

第14条 本会の会計は、会計年度を4月1日より翌年3月31日までとし、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

(免除)

第15条 特別な事情がある場合は会費を免除することができる。

### 第四章 その他

(議決)

第16条 議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(その他の規程)

第17条 役員・委員選出規程及び慶弔規程は別に定めることとし、その改廃については、代表委員会の議決を必要とする。

附 則

- 1 この規約は、平成14年4月26日より適用する。
- 2 平成14年度においては、代表委員会が設置されるまでの間、第17条中「代表委員会」を「総会」と読み替える。
- 3 平成14年度においては、第11条中「副会長 3～6名」を「副会長 8名」「会計 3名」を「会計 4名」と読み替える。

4 平成26年度においては、第11条中「会計 3～4名」を「会計 3～6名」、「初期 3～6名（内教職員2名）」を「書記 3～9名（内教職員1名）」と読み替える。

5 平成29年度より、第11条中「副会長 3～6名（内教職員1名）」を「副会長 5～8名（内教職員1名）」とする。

附 則

この規約は、平成15年度4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年度5月15日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年度5月11日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年度5月3日から適用する。

## 慶弔規程

第1条 会員、児童、本校勤務の教職員等の弔意については、次のとおりとする。

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| (1) 会員             | 5,000円 |
| (2) 児童             | 5,000円 |
| (3) 会員の子、父母(同居に限る) | 3,000円 |
| (4) 教職員の配偶者        | 3,000円 |

第2条 会員が著しい災害を受けた場合又はPTA活動に参加協力し災害を受けた場合は、代表委員会で協議の上、最高5,000円として見舞金を贈る。

第3条 教職員の転退職については、5,000円とする。ただし、金銭に替えて、それに見合う記念品とすることができる。

附 則

この規程は、平成14年4月26日から適用する。

- (1) 学級委員1名
- (2) 成人教育委員1名
- (3) 広報委員1名
- (4) 校外指導委員2名

第4条 前条によって選出された委員は、次のとおり役割分担を決定する。

- (1) 学級委員会は、各学級委員の中から互選によって委員長及び副委員長を選出する。
- (2) 成人教育委員会、広報委員会及び校外指導委員会の各委員会の各委員会は、委員の中から互選によって、それぞれ委員長、副委員長、会計及び初期の若干名を選出する。

第5条 クラス委員は、役員を兼務できない。

第6条 役員を除く教職員は、希望する各委員会に所属し、互選によって部門ごとに教職員の代表者を選出する。

附 則

この規程は、平成14年4月26日から適用する。

## 役員・委員選出規程

### 第一章 役員の選出

第1条 次に該当する者は役員になれない。

- (1) 公職選挙法による各種議員及び立候補者
- (2) 都区各教育委員
- (3) 役員選考委員（保護者に限る）

第2条 役員の選出は次の方法による。

- (1) 代表委員会で保護者6名、教職員1名の役員選考委員（以下「選考委員」という。）を選出する。
- (2) 選考委員は、役員選考委員会を1月末までに構成する。
- (3) 役員選考委員会は委員長、副委員長をそれぞれ1名選出し、役員選出の事務の一切を取り扱う。
- (4) 役員選考委員会は、会員及び新年度入会予定会員に、役員候補者の推薦と立候補の届出を公示し、またはその届出を受理する。
- (5) 役員選考委員会は、前項の規定に基づき、保護者側の所定の役員候補者を推薦する。
- (6) 教職員側の役員は、職員会議棟がこれを選考する。
- (7) 役員選考委員会は、役員候補者指名を代表委員会に報告し、総会の承認を経て役員が決定される。

### 第二章 委員及び各委員長の選出

第3条 各学級ごとにクラス委員5名を選出し、互選によって次の分担を決定する。